

令和2年8月6日

自然災害等、警報発表時の対応について

神石高原町立神石高原中学校

1 学校の臨時休業措置の判断について

次の4点の基準に基づき、学校長が判断し臨時休業を決定します。

- (1) 午前6時の時点で、町内に避難勧告・避難指示(警戒レベル4)が発令されている場合
※避難勧告・避難指示(警戒レベル4) = 土砂災害警戒情報
- (2) 警報が発令され、且つ生徒が通学することに危険が想定される場合
- (3) 大雨、積雪等により、通学バスが運行されない場合
- (4) 自然災害等により、学校及び周辺に被害が発生、又はその恐れがあり、生徒の安全を確保する必要が生じた場合

2 臨時休業措置における連絡方法について

- (1) 町告知端末を利用して、午前6時15分頃までに放送(ページング放送)します。
- (2) 町告知端末を設置されていない家庭には、学校から電話連絡をします。
- (3) 保護者メール登録者へは、午前6時15分頃までにメールにおいても連絡します。

3 その他

- (1) 前日に「警報」が発令された場合や、自然災害等により、生徒が登校することに危険が想定される場合は、前日に、ページング放送、保護者メール等にて連絡することがあります。
- (2) 下校時に、警報が発表された場合は、対応を協議して対処します。
- (3) 臨時休業の場合、寮生は原則として寮で待機とします。
必要に応じて家庭連絡をします。
- (4) 午前6時の時点で警報が発令されていても、ページング放送・メール配信がなければ、学校は通常通り行います。
- (5) 警報発令時に、通常通り学校がある場合でも、自宅周辺が危険な場合は、無理をせず安全確保のために欠席させてください。
- (6) 町営路線バスが一部停止した場合でも校区内のスクールバスが通常通り運行できる場合があります。